

# 小地域福祉ブロック会議と第2層協議体との関係について

**【事業の目的】**

生活支援体制整備事業（以下、「事業」という）では、多様な主体と連携しながら互助を基本とした生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、高齢者を支える地域における支え合いの体制づくりを推進することとなっています。

**【推進役】**

事業を円滑に推進するためにコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築）を担う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置しています。

＜活動圏域＞ 第1層：市全域  
第2層：日常生活圏域（中学校区域等）

**【協議体について】**

事業において地域の多様な主体による情報交換や連携強化の場として「協議体」を設置することとなっています。

**【小地域福祉ブロック会議と協議体との関係性】**

「芦屋市地域発信型ネットワーク」における「小地域福祉ブロック会議」が上記「協議体」としての機能を担っている部分もあることから、「小地域福祉ブロック会議」を「第2層協議体」の一部として位置づけ、活動を一層推進します。

第2層協議体	
エリア	町単位・活動単位～小学校区単位
構成	民生児童委員，福祉推進委員，自治会，老人会，子ども会，PTA，コミュニティ・スクールなど地域組織・団体，地域包括支援センター，ケアマネジャー，障がい者基幹相談支援センター，障がい者相談支援事業，権利擁護支援センター，生活困窮者自立相談支援事業，その他専門職，社会福祉協議会，行政 等
役割	地域ニーズの把握，情報交換の場，地域の課題・活動の困りごと等の解決に向けた協議 等